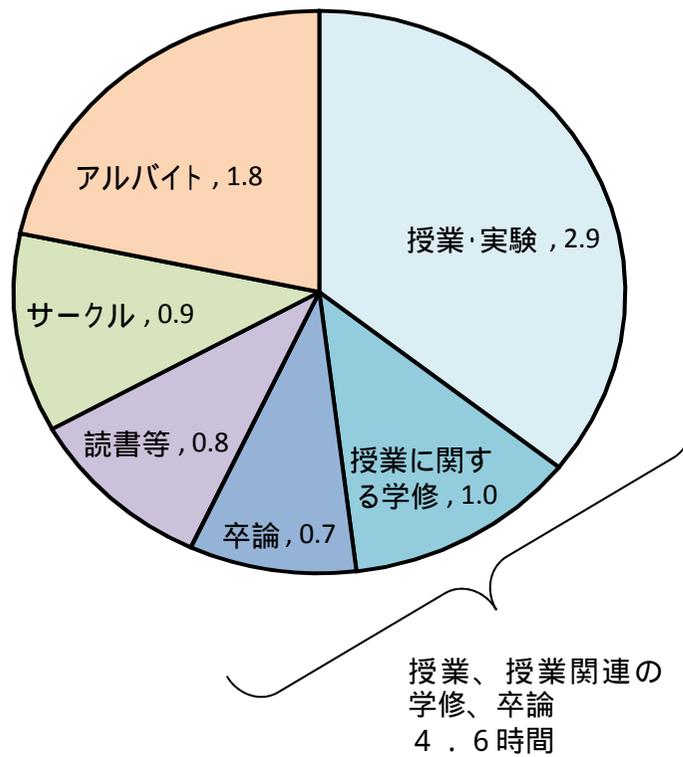


## 7. 大学生の学修時間

# 学生の学修時間の現状

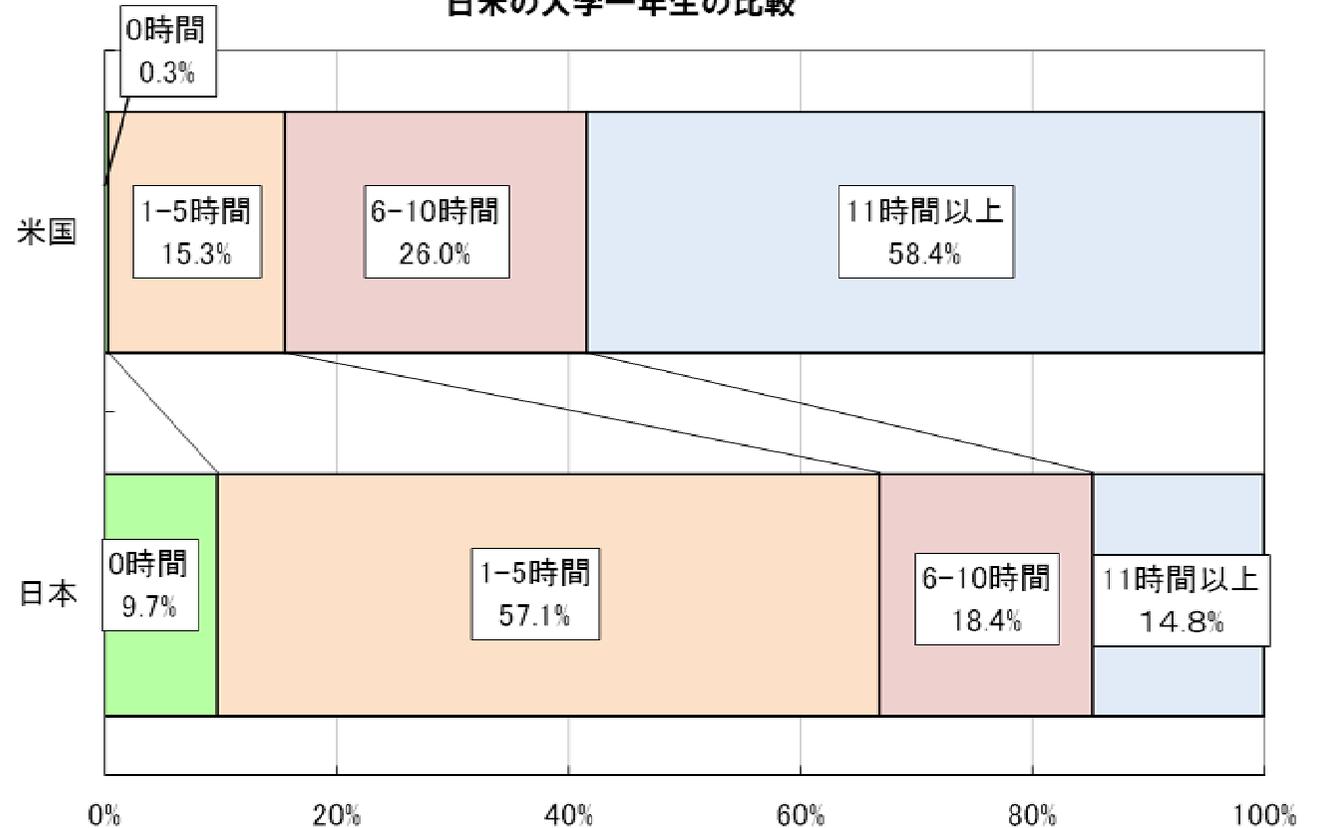
我が国の学生の学修時間(授業、授業関連の学修、卒論)は、4年以上の在学と124単位以上を踏まえると一日8時間程度を要するが、実態はその約半分の一日4.6時間とのデータもある。これは例えばアメリカの大学生と比較しても短い。

学生の活動時間の分布(計 8.2時間)



授業に関連する学修の時間 (1週間あたり)

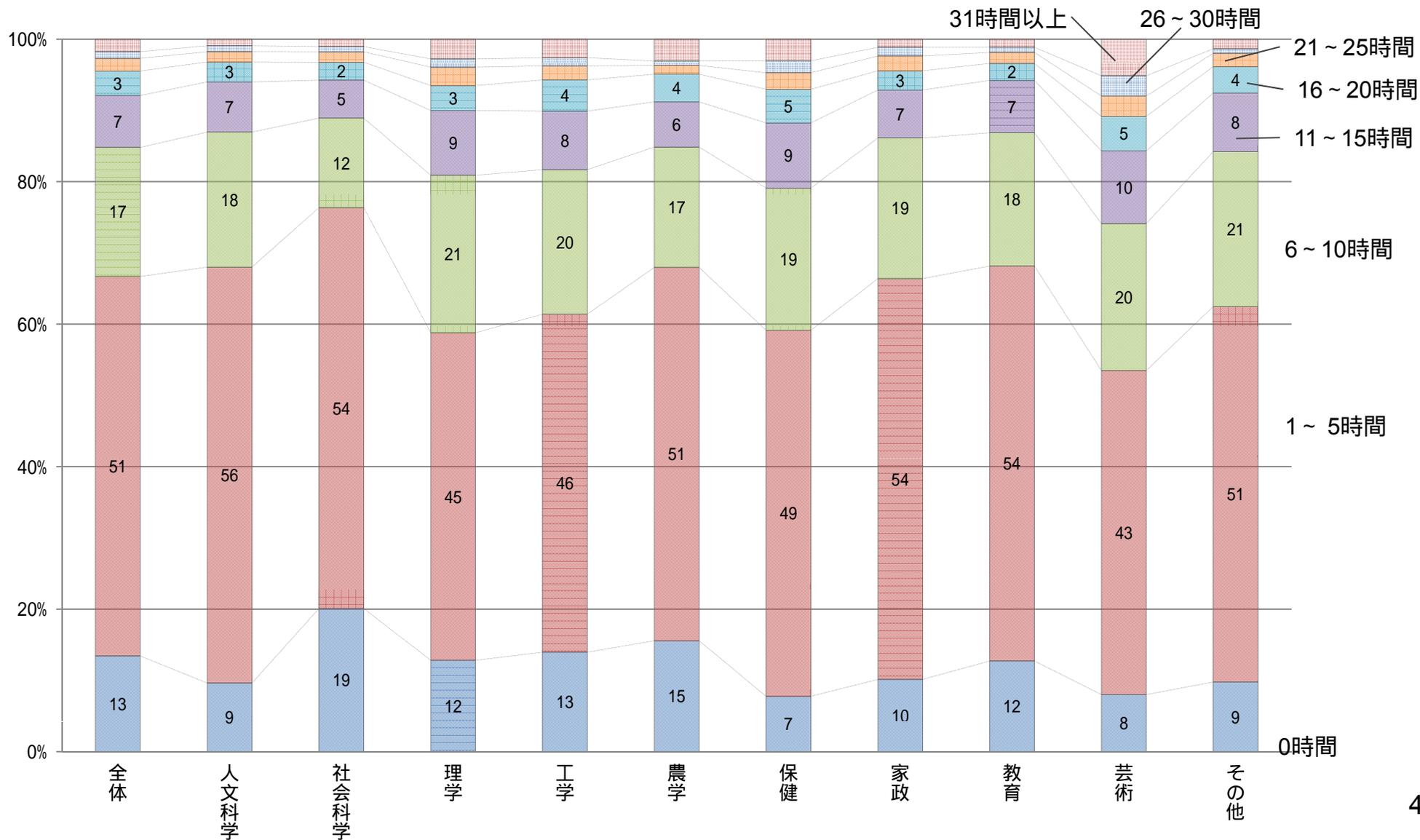
日米の大学一年生の比較



出典: 東京大学 大学経営政策研究センター (CRUMP) 『全国大学生調査』2007年、サンプル数44,905人 <http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/>  
NSSE (The National Survey of Student Engagement)

# 1週間の授業に関する学修時間について（分野別）

授業に関する学修時間は、  
 ・理学，保健，芸術分野は，相対的に学修時間が長く，6時間以上の者は4割  
 ・社会科学分野は，相対的に学修時間が短く，0時間の者が約2割

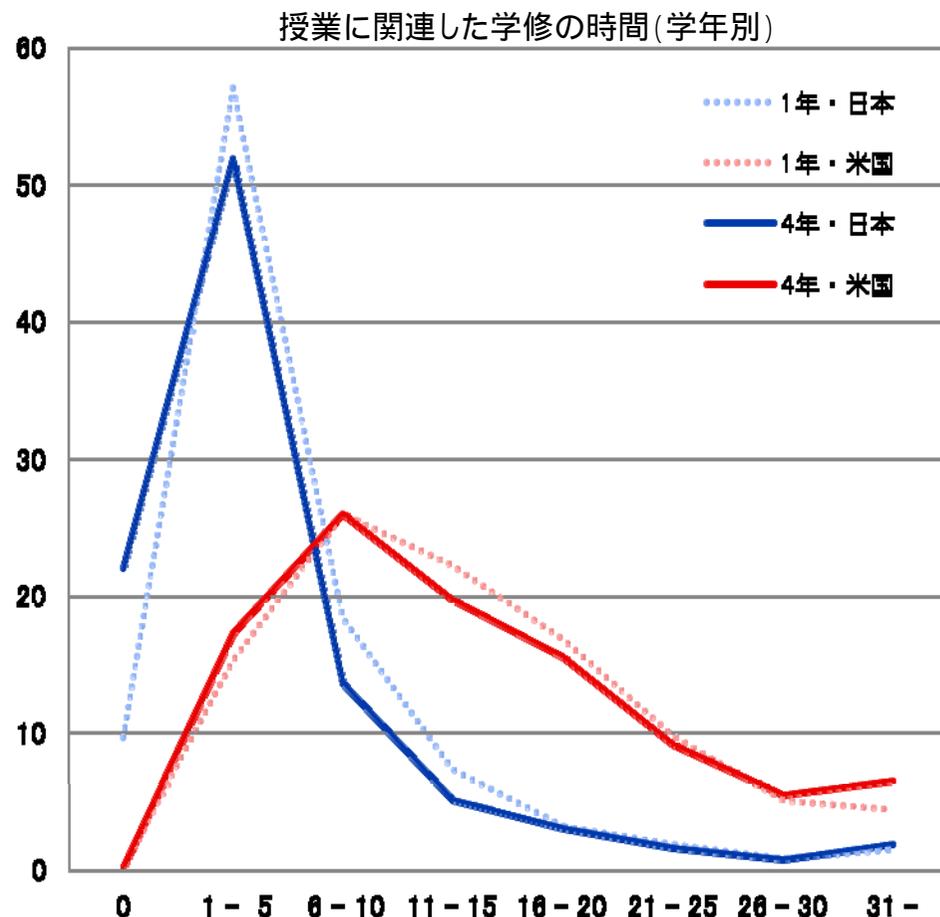
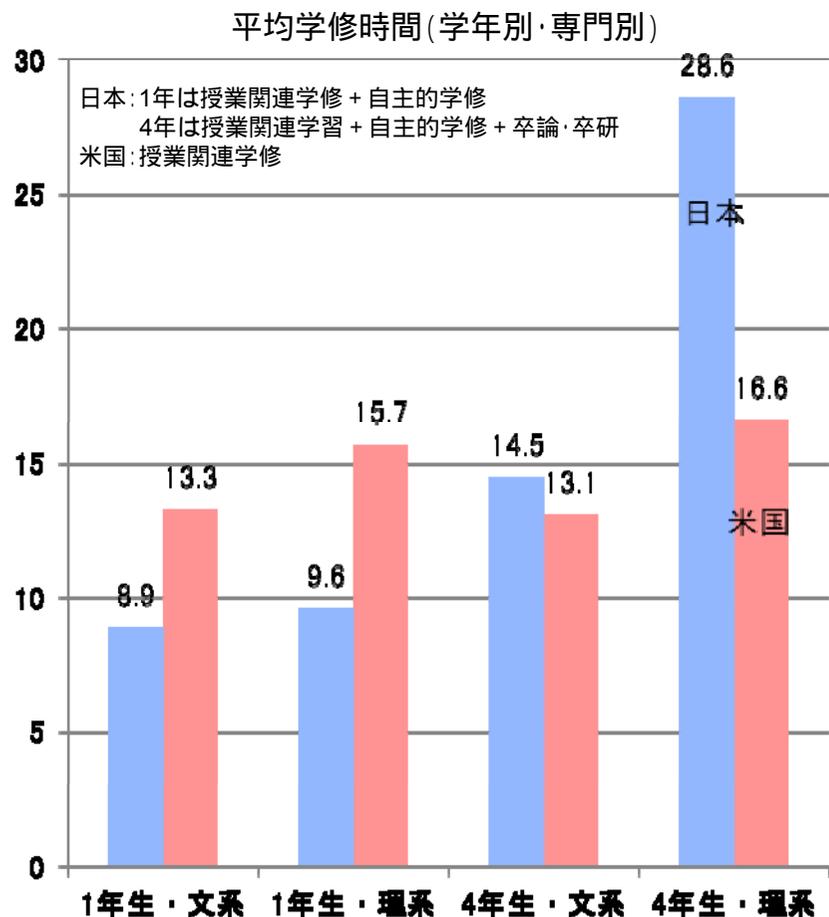


# 学修時間の日米比較

(「資料 学習時間の日米比較」谷村英洋, 金子元久, IDE 現代の高等教育 No.515 2009年11月号を基に作成)

日本の1年生の学修時間が相対的に短い。

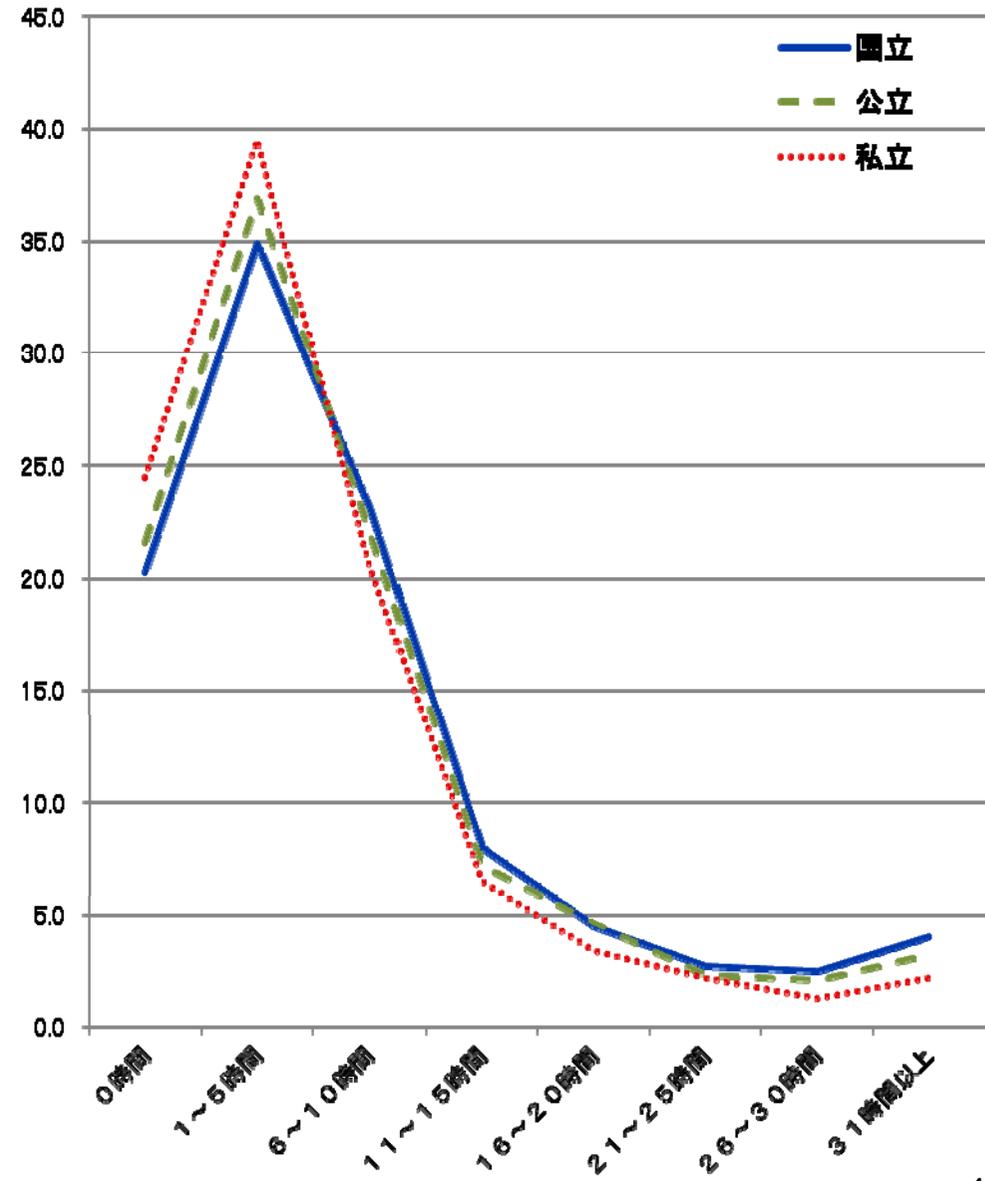
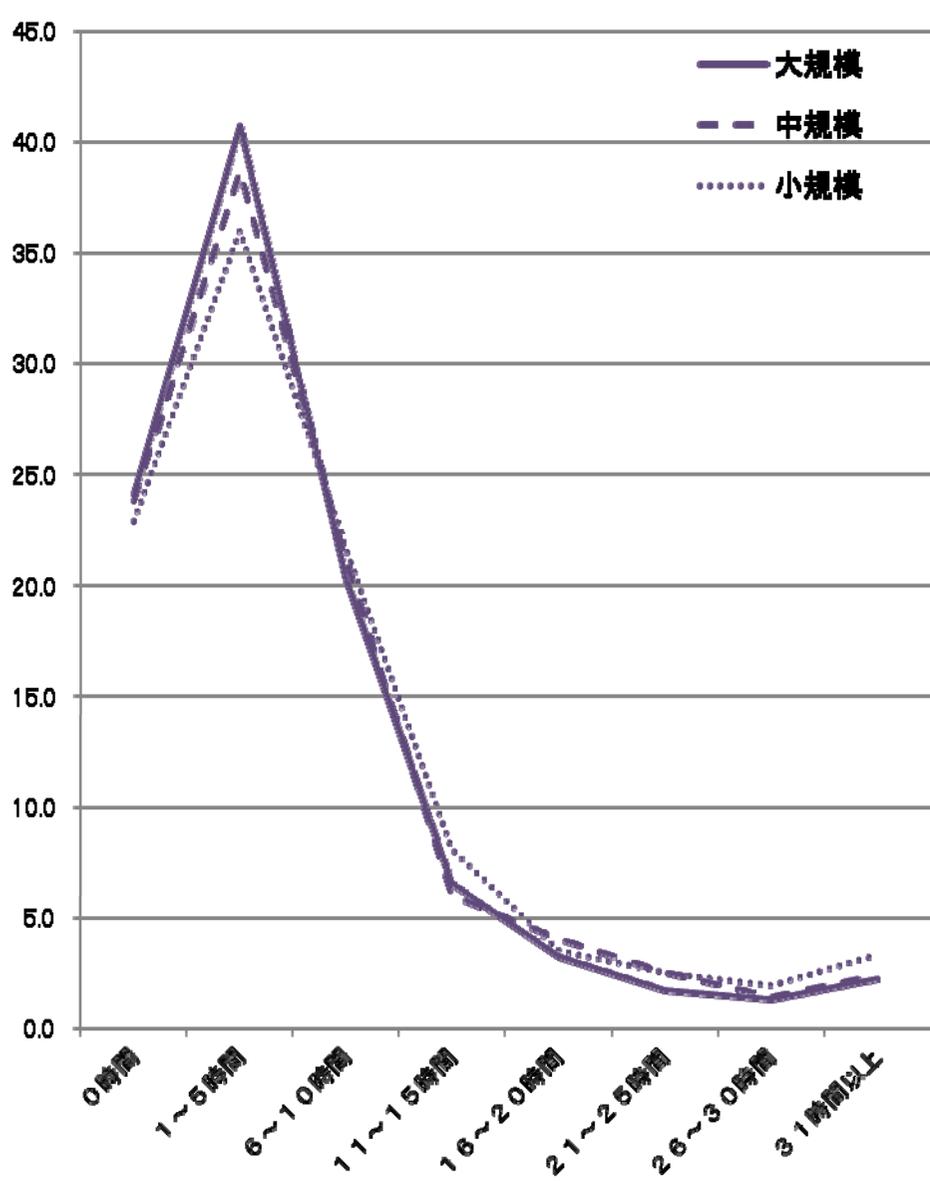
授業に関連してなされる学修時間は、「0時間」の割合をみれば明らかなように、日本の学生の方が明らかに短い。



注) データは日本は「全国大学生調査」(東京大学 大学経営・研究センター), 米国はNational Survey of Student Engagement, は、米国に関しては「Arts and Humanities」「Social Sciences」「Business」を文系に、「Physical Science」「Engineering」「Biological Sciences」を理系に分類した。平均値は、「0時間」を0, 「1-5時間を3, 「6-10時間」を8, 以下13, 18, 23, 28, 33として計算した。 は の「文系」「理系」以外を含む全分野の学生が対象。

# 授業の予習・復習時間（規模別・設置者別）

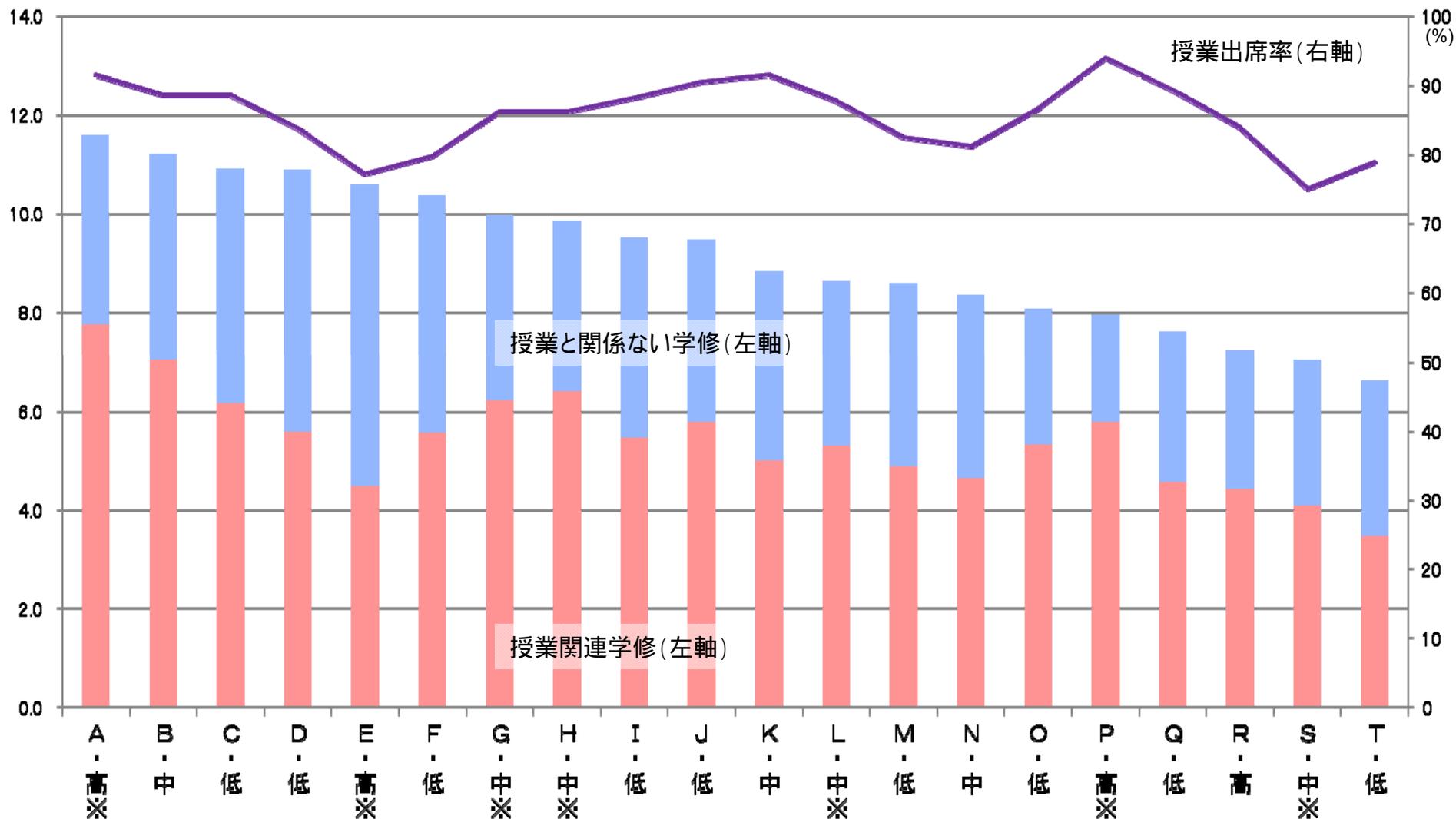
授業の予習・復習時間は、規模や設置者による差はほとんどないが、小規模、国立で学修時間が長い。



# 授業外学修時間と授業出席率（大学別平均値）

（IDE現代の高等教育 No.515 2009年11月号 「学習行動と大学の個性」 両角亜希子 図表3を基に作成）

「偏差値ランクや設置者による違いをみれば、これらの大学特性と授業外学修時間はあまり関係ないことがわかる。」

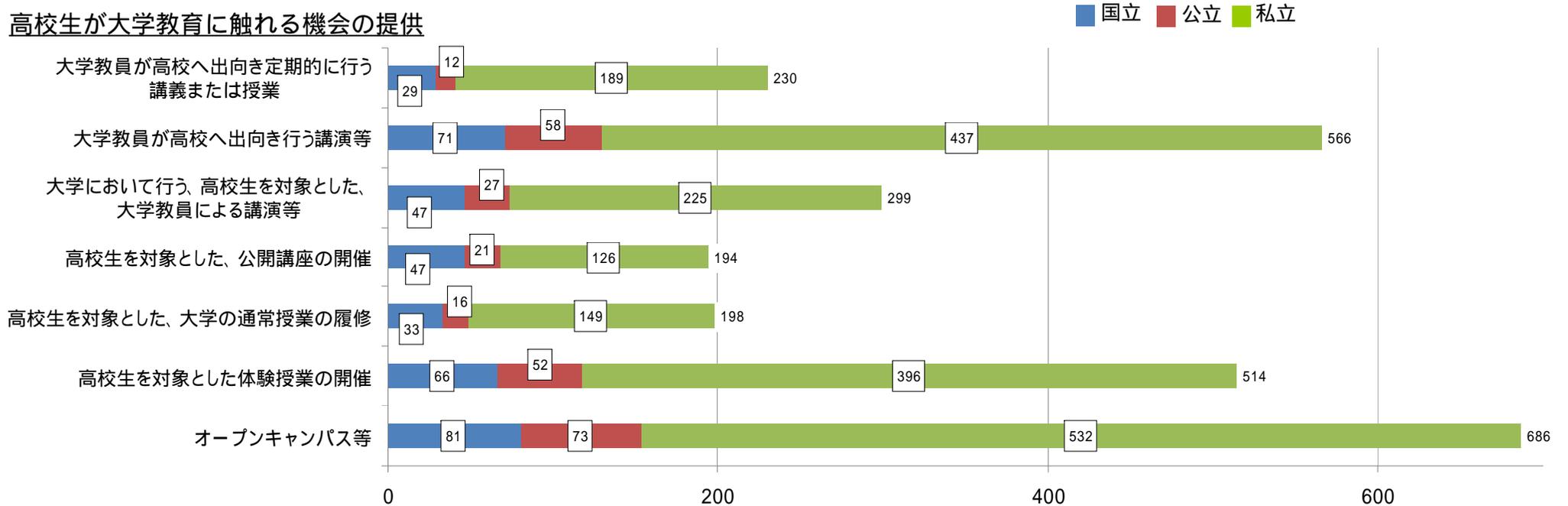


(注) 人文社会分野の1年生から3年生までの合計サンプルが180人以上で、1学年のサンプルが50人以上の20大学を取り上げている。  
 高中低は偏差値ランクを(高:55以上, 中:45~55, 低:45未満), ※は国公立大学であることを示している。

## 8 . 高大接統関連

# 大学と高等学校との連携の状況について

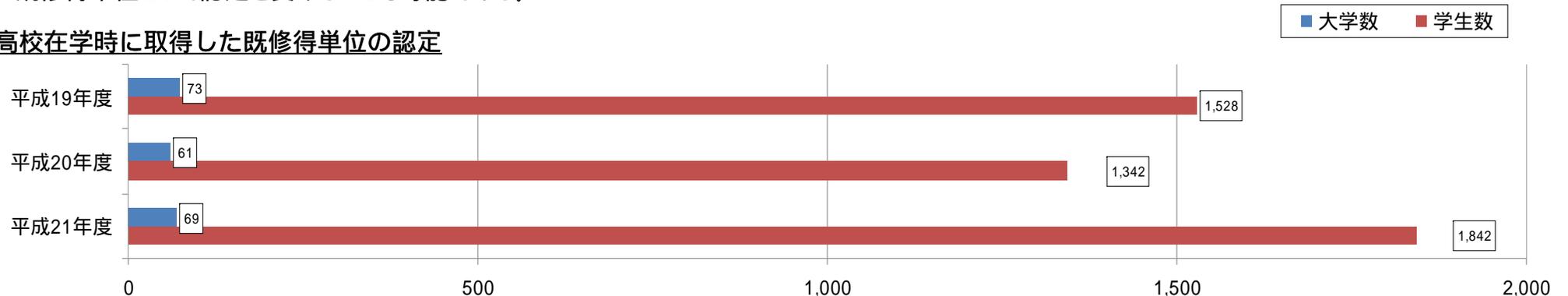
## 高校生が大学教育に触れる機会の提供



## 入学前の既修得単位の認定

現在、高校生が大学の科目等履修生として大学の授業科目を受講する取組も広がっており、その成果として取得した大学の単位は大学入学後に既修得単位として認定を受けることも可能である。

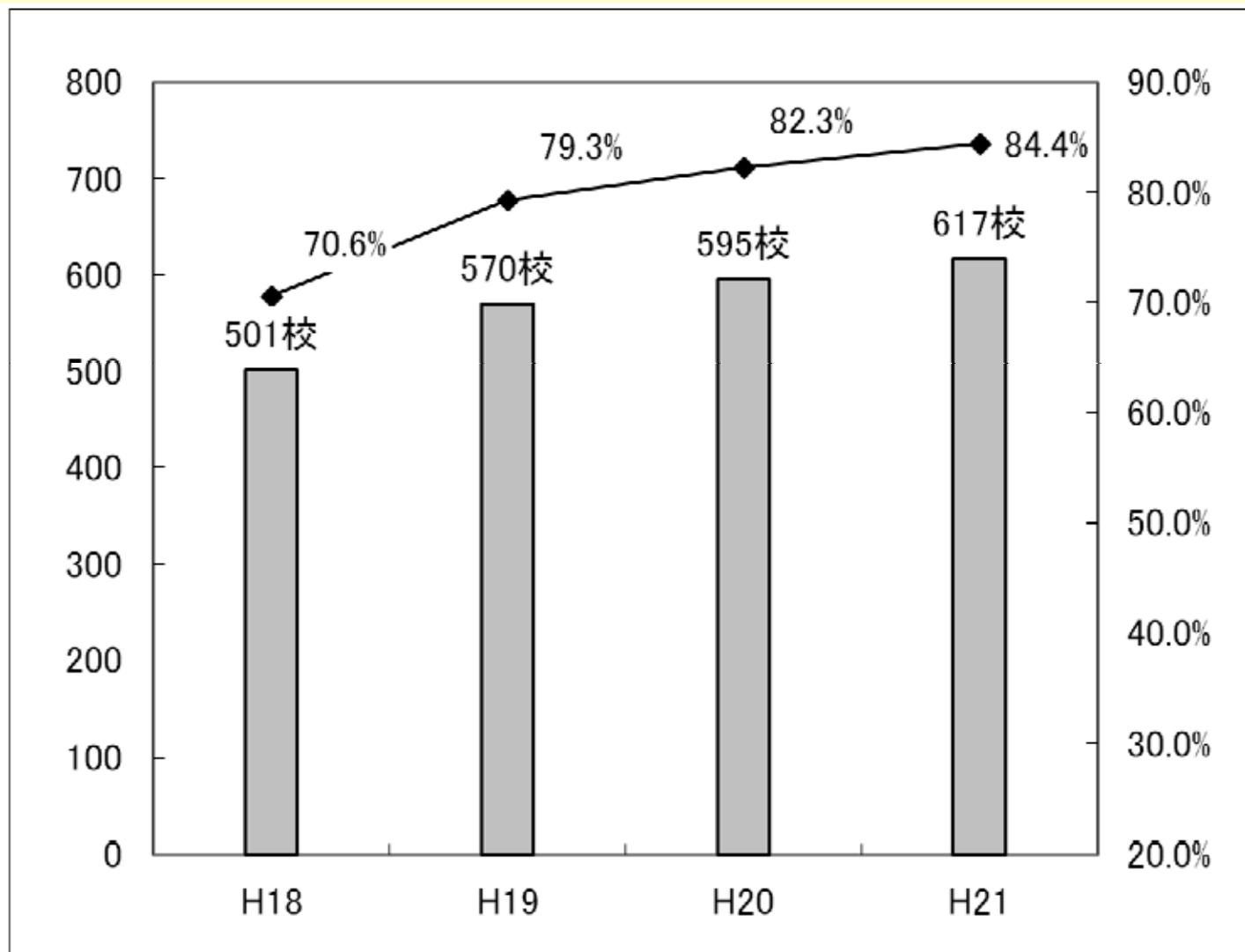
### 高校在学時に取得した既修得単位の認定



「大学における教育内容等の改革状況について」より作成

# 初年次教育を導入する大学数及び割合の推移 (H18 - 21)

初年時教育を導入する大学数は増加傾向



「大学における教育内容等の改革状況について」より作成

# 大学への飛び入学について

## 制度概要

対象者に係る要件

- ・大学の定める分野における特に優れた資質を有すること（学校教育法第90条第2項）
- ・高校に2年以上在学したこと（学校教育法施行規則第153条）

受け入れ大学に係る要件

- ・大学院が置かれ、かつ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること（学校教育法第90条第2項）
- ・特に優れた資質の認定に当たって、高校の校長の推薦を求める等、制度の適切な運用を工夫していること（学校教育法施行規則第151条）
- ・自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと（学校教育法施行規則第152条）

## 経緯

- ・平成9年 数学又は物理学の分野に限定して大学への飛び入学を制度化（学校教育法施行規則の改正）
- ・平成13年 対象分野の制限を撤廃・学校教育法上の位置付けを明確化（学校教育法の改正）

## 大学への飛び入学の実施状況

大学名	制度導入年度	平成24年度入学者	累積入学者数
千葉大学(国立)	平成10年度	1人	68人
会津大学(公立)	平成18年度	1人	4人
昭和女子大学(私立)	平成17年度	0人	1人
成城大学(私立)	平成17年度	0人	1人
名城大学(私立)	平成13年度	2人	26人
エリザベト音楽大学(私立)	平成17年度	0人	1人